

佐情個審発第4号
令和7年11月21日

佐野市長 金子 裕様

佐野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 益井公司

情報公開請求に対する一部公開決定に関する審査請求について（答申）

令和7年6月2日付け佐行経発第82号で諮問のありました次の件について、別紙のとおり答申します。

令和7年度諮問第1号 健康管理システムのEUCデータの一部公開決定に関する件

答 申

令和7年度諮問第1号

第1 審査会の結論

佐野市長（以下「実施機関」という。）が、健康管理システムのEUCデータについて、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号。以下「条例」という。）第6条第1号に掲げる非公開情報が記録されていることを理由に行った情報一部公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

本件審査請求に至る経過は、次のとおりである。

1 情報公開請求

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和7年1月20日付で、次の情報（以下「本件請求対象情報」という。）について公開の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 生年月日または抽出時点の年齢
- (2) 性別
- (3) 死亡している場合の死亡日
- (4) 転出している場合の転出日
- (5) 転入している場合の転入日
- (6) 当該ワクチンの接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か

2 一部公開決定

本件請求に対し、実施機関は、健康管理システムのEUCデータを特定し、本件請求対象情報のうち(1)の生年月日及び(3)の死亡日については条例第6条第1号該当として、(1)の年齢についてはシステムに記録されていないため不存在として公開しない一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和7年1月29日付で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、令和7年4月14日付で実施機関に対し審査請求をした。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件請求対象情報の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している内容の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 非公開情報とされた本件請求対象情報のうち生年月日及び死亡日については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる可能性が抽象的に存在するにとどまるものであり、条例第6条第1号には該当しない。
- (2) 本件請求対象情報は、仮に非公開情報とされる個人情報と判断されたとしても、請求した情報が全て公開され、統計解析が可能となり、調査を進めることができれば、新型コロナワクチンの健康被害について、国民の生命を保護することに直結する資料を作成することができるため、非公開情報の例外的公開事由を掲げた条例第6条第1号ただし書イに該当する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で主張している内容の要旨は、概ね次のとおりである。

1 非公開理由について

本件請求対象情報を一部公開決定と判断するに至った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件請求対象情報のうち生年月日及び死亡日については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなるため、個人情報に当たる。
- (2) 本件請求対象情報のうち年齢については、当該情報を保有していない。
- (3) 生年月日及び死亡日が仮に非公開情報とされる個人情報であったとしても、それらを非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量すると後者が前者に優越するとは断定できないため、条例第6条第1号ただし書イにも該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求対象情報について

本件請求対象情報は、健康管理システムに記録された新型コロナワクチン接種に係るEUCデータである。これは、市内に住民登録のある全市民を対象としている当該システムに記録されている、生年月日、性別、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、事業種類名称（予防接種の種類）、接種回数名称（何回目）及び接種年月日並びにワクチンに係るメーカー名、ワクチン名、及びロットNo.を特例臨時接種に係る記録については接種履歴の有無に関わらず任意の抽出作業を実施した日（以下「抽出日」という。）において市内に住民登録のあった全員（接種履歴のある者については、非住民である者を含む。）について、令和6年度定期接種記録については抽出日において接種履歴のある者について、エクセルファイル形式で出力したものである。

2 爭点について

本件の争点は、次の点である。

(1) 本件請求対象情報のうち生年月日及び死亡日は、条例第6条第1号に規定する非公開情報（個人情報）に当たるか。

(2) 前号で生年月日及び死亡日が仮に非公開情報とされる個人情報に当たると判断された場合において、条例第6条第1号ただし書イ（例外的公開情報）に当たるか。

3 生年月日の非公開情報該当性について

条例第6条第1号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは非公開情報と定めている。この規定において生年月日は、特定の個人を識別することができるものの例示であり、生年月日は、当然にそれ単体で非公開情報とされる個人情報である。

なお、生年月日について、月日を除いて生年のみを公開することは、個人を識別できなくなることから、可能であると考えられる。しかし、本件請求においては電子データの形式で公開を希望していることから、新たにデータを作成したり再構成したりすることは、情報の加工に当たり、原本をそのまま公開するという情報公開制度の原則に反するため適切ではない。さらに、生年月日の情報を基に年齢を算出し、その情報を提供することについても、前述の理由と同様に情報公開制度の原則に反するため、適切ではない。

4 死亡日の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報」の該当性について

条例第6条第1号では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報は、非公開情報とされる個人情報に当たるとしている。

そこで、「特定の個人を識別することができることとなる情報」の該当性について判断すると、個人の識別可能性が抽象的なものにとどまるものは該当しないと解するのが相当である。例えば、特定の自治体に在住する特定の年齢の者が、特定の年月日に、特定の種類の新型コロナワクチンの接種を受け、特定の年月日に副反応と疑われる症状を発症したという情報は、副反応と疑われる症状が稀有又は重篤な症状でない限り、特に印象に残るような情報ではないから、症状の概要、症状の程度及び症状の程度のうち稀有な情報等が記載されたその余の部分が公開されなければ、識別可能性が抽象的なものにとどまると解すべきである（名古屋地裁令和4年（行ウ）第20号令和5年6月15日判決〔以下「名古屋地裁判決」という。〕参照）。

これを本件についてみると、本件で対象となっている情報は、住民の死亡日であり、佐野市在住の特定の者が、特定の年月日に、特定の種類の新型コロナワクチンの接種を受けたか否かという事実にとどまらず、特定の年月日に死亡したという、稀有の最たる情報が対象となっているのであり、かかる情報が明らかになれば、地域住民や職場の同僚など当該住民と同じコミュニティに属する者にとって特に印象に残る情報と位置付けられ、同人らが通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別することは可能というべきである。

また、審査請求人は、新聞のお悔み情報を収集したり、図書館に通い詰めて新聞のバックナンバーと見比べたりするような特殊な人物を想定すべきでない旨を指摘している。ここで、「他の情報」には、公知の情報その他一般人が通常入手し得る情報のほか、当該公開請求に係る当該公文書の性質や内容に照らし、特定の範疇に属する者が通常入手し得る情報についても照合の対象として識別可能性を判断すべき場合があるものと解される（名古屋地裁判決参照）。特定の年月日に死亡したという事実そのものについての情報は、公知の情報その他一般人が通常入手し得る情報と解することができるものであり、当該指摘が結論に影響を与えるものではない。

したがって、死亡日は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

5 条例第6条第1号ただし書イの該当性について

条例第6条第1号ただし書イでは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することを定めている。同規定は、情報公開の必要性と個人のプライバシーの保護との調整を図る趣旨の規定であることは明らかであるから、同号ただし書イ所定の場合に該当するかどうかは、当該情報を非公開とすることによって保護される利益とこれを公開することによって保護される利益との比較衡量によって決定すべきものとするのが相当である。

この点、本件非公開部分を開示したことによって個人が特定されることになれば、新型コロナワクチンについて、いつ、どのようなワクチンを接種したか否かという医療情報及びワクチン接種との関連性はいずれにせよワクチン接種後の死亡という個人の機微な情報が開示されることになる。これらの情報は、個人情報の中でも特に秘匿性が要求される性質のものであるから、開示されないことの利益は極めて大きいというべきである。

したがって、本件請求対象情報のうち生年月日及び死亡日を公開しないことにより保護される個人の権利利益と比較し、公とすることで保護される利益が優越する理由があるとは言えず、実施機関が一部公開決定としたことには妥当性が認められる。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の判断」で述べたとおり答申する。

6 付言

当審査会の判断は以上であるが、本件請求のうち、非公開情報となった生年月日について、生年のみに限れば特定の個人を識別できる情報とはいえないため、公開できる余地があると認められるところ、補正等の対応を取ることなく生年月日として請求を受け付けている。このような場合においては、生年月日が不可分な情報であるか否

か等生年のみの公開について審議することは適当でなく、本件決定は、結論として妥当であるというほかない。審査請求人が年齢に関する情報を請求していた意図にかなうのであれば、請求及び公開の仕方を工夫することも含め、審査請求人の情報を求める権利に根差した対応も検討されるべきである。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月2日	諮詢書の收受
令和7年6月20日	審議
令和7年8月1日	審議

佐野市情報公開・個人情報保護審査会委員 (◎会長 ○会長職務代理者)

◎益井公司 ○莊司円香 青田裕 青木亘史 加藤清